

公表用

令和5年11月30日

自 第120号議案

至 第146号議案

令和5年第4回

# 八王子市議会定例会議案

八王子市

## 目 次

第 1 2 0 号議案	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	1
第 1 2 1 号議案	八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止する条例設定について……………	3
第 1 2 2 号議案	八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例を廃止する条例設定について……………	5
第 1 2 3 号議案	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	7
第 1 2 4 号議案	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止する条例設定について……………	11
第 1 2 5 号議案	令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 4 号）について……………	13
第 1 2 6 号議案	令和 5 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について……………	15
第 1 2 7 号議案	令和 5 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 2 号）について……………	17
第 1 2 8 号議案	令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第 4 号）について……………	19
第 1 2 9 号議案	八王子市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例設定について……………	21
第 1 3 0 号議案	八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について……………	31
第 1 3 1 号議案	八王子市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例設定について……………	35
第 1 3 2 号議案	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……………	37
第 1 3 3 号議案	八王子市立第四中学校校舎等解体工事請負契約の締結について……………	41

第134号議案	八王子市長房ふれあい館の指定管理者の指定について……………	43
第135号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立第九小学童保育所）……………	45
第136号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立あたご学童保育所）……………	47
第137号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立上柚木小学童保育所）……………	49
第138号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立中山小学童保育所）……………	51
第139号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立城山学童保育所）……………	53
第140号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立恩方西学童保育所）……………	55
第141号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立長沼学童保育所）……………	57
第142号議案	八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について……………	59
第143号議案	八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者の指定について……………	61
第144号議案	八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について（八王子市恩方農村環境改善センター）……………	63
第145号議案	八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について（八王子市上川農村環境改善センター）……………	65
第146号議案	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について……………	67



第 1 2 0 号議案

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例設定について

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年八王子市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）			
番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額	番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
1～9 1	(略)	(略)	(略)	1～9 1	(略)	(略)	(略)
9 2	(略)	(略)		9 2	(略)	(略)	
<u>9 3</u> ～ <u>9 8</u>	(略)	(略)		<u>9 3</u>	<u>夜間診療所 管理者</u>	<u>年額 127,000</u>	
				<u>9 4</u> ～ <u>9 9</u>	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 1 2 1 号議案

八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止する条例  
設定について

八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例を廃止する条例  
八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例（大正 1 4 年八王子市告示第 2 3 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





第 1 2 2 号議案

八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例を廃止  
する条例設定について

八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例を廃止する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例を廃止する条例  
八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例（昭和 2 3 年八王子市条例第  
3 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第123号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別利用保育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育	(特別利用保育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育

を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**同号又は同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「**特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）**」とあるのは「**特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）**」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「**同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数**」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」とあるのは「**同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2

を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**同条第1号又は第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」とあるのは「**同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「**同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 1 2 4 号議案

八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止する条例設定について

八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例を廃止する条例  
八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 2 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





第 1 2 5 号議案

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めるにつき、  
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



第126号議案

令和5年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号) について

令和5年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第218条第1項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



第 1 2 7 号議案

令和 5 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



第 1 2 8 号議案

令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算  
(第 4 号) について

令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 (第 4 号) を別冊の  
とおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志





## 第129号議案

### 八王子市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する 条例設定について

八王子市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、八王子市における女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

3 女性自立支援施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会

の増大に協力するよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受け

た場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員の配置基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1人

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2人以上

(3) 栄養士又は調理員 1人以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1人以上

(5) 事務員 1人以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

- 3 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 4 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、当該女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 法第19条第1項に規定する社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉

事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備（以下この号において「寝具を収納するための設備」という。）のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講ずること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(業務の質の評価等)

第20条 女性自立支援施設は、その業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。

(電磁的記録)

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

2 八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第69号)は廃止する。



(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に附則第2項による廃止前の八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条により施設長に任用されている者は、第9条により任用された者とみなす。
- 4 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第11条第4項第1号ア及び第13条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第10条第4項第1号ア及び第11条によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。



第130号議案

八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市子ども家庭支援センター条例（平成16年八王子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>（子ども家庭支援センター事業）</p> <p>第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「子ども家庭支援センター事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><b><u>(8) 親子つどいの広場の運営に関すること。</u></b></p> <p><b><u>(9) (略)</u></b></p> <p><b><u>(10) (略)</u></b></p> <p><b><u>2 前項第8号の親子つどいの広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子つどいの広場東町</td> <td>八王子市東町5番6号</td> </tr> <tr> <td>親子つどいの広場旭町</td> <td>八王子市旭町1番1号</td> </tr> <tr> <td>親子つどいの広場大和田</td> <td>八王子市大和田町五丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td>親子つどいの広場堀之内</td> <td>八王子市堀之内三丁目29番地16</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	親子つどいの広場東町	八王子市東町5番6号	親子つどいの広場旭町	八王子市旭町1番1号	親子つどいの広場大和田	八王子市大和田町五丁目10番2号	親子つどいの広場堀之内	八王子市堀之内三丁目29番地16	<p>（子ども家庭支援センター事業）</p> <p>第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「子ども家庭支援センター事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><b><u>(8) (略)</u></b></p> <p><b><u>(9) (略)</u></b></p>
名称	位置										
親子つどいの広場東町	八王子市東町5番6号										
親子つどいの広場旭町	八王子市旭町1番1号										
親子つどいの広場大和田	八王子市大和田町五丁目10番2号										
親子つどいの広場堀之内	八王子市堀之内三丁目29番地16										

親子つどいの広場南大沢	八王子市南大沢二丁目16番地
親子つどいの広場西八王子	八王子市散田町三丁目16番20号
親子つどいの広場館	八王子市館町156番地
親子つどいの広場元八王子	八王子市大楽寺町419番地1
親子つどいの広場檜原	八王子市檜原町539番地3
親子つどいの広場みなみ野	八王子市みなみ野六丁目1番1号
親子つどいの広場石川	八王子市石川町481番地

(子ども家庭支援センターの設置)

第5条 (略)

2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)
地域支援センター	八王子市地域子ども家庭支援センター東浅川	八王子市東浅川町551番地1
	(略)	(略)
	八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢	八王子市南大沢二丁目17番地5

3 (略)

(施設)

第6条 支援センターには、次の施設を設ける。

(1) (略)

**(2)** その他市長が必要と認めた施設

親子つどいの広場南大沢	八王子市南大沢二丁目16番地
親子つどいの広場西八王子	八王子市散田町三丁目16番20号
親子つどいの広場館	八王子市館町156番地
親子つどいの広場元八王子	八王子市大楽寺町419番地1
親子つどいの広場檜原	八王子市檜原町539番地3
親子つどいの広場みなみ野	八王子市みなみ野六丁目1番1号
親子つどいの広場石川	八王子市石川町481番地

(子ども家庭支援センターの設置)

第5条 (略)

2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)
地域支援センター	八王子市地域子ども家庭支援センター館	八王子市館町156番地
	(略)	(略)
	八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢	八王子市南大沢二丁目17番地5
	八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子	八王子市大楽寺町419番地1

3 (略)

(施設)

第6条 支援センターには、次の施設を設ける。

(1) (略)

**(2)** 親子ふれあい広場

**(3)** その他市長が必要と認めた施設

第2条 八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(子ども家庭支援センターの設置)			(子ども家庭支援センターの設置)		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。			2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置

総合支 援セン ター	八王子市子ども 家庭支援センタ ー	<b>八王子市明神町 三丁目19番2 号</b>	総合支 援セン ター	八王子市子ども 家庭支援センタ ー	<b>八王子市東町5 番6号</b>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)			3 (略)		

第3条 八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(子ども家庭支援センターの設置)			(子ども家庭支援センターの設置)		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。			2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域支 援セン ター	八王子市地域子 ども家庭支援セ ンター南大沢	<b>八王子市南大沢 二丁目27番地</b>	地域支 援セン ター	八王子市地域子 ども家庭支援セ ンター南大沢	<b>八王子市南大沢 二丁目17番地 5</b>
3 (略)			3 (略)		

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和6年4月1日
- (2) 第2条の規定 令和6年8月1日
- (3) 第3条の規定 令和7年4月1日



第131号議案

八王子市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例設定について

八王子市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例  
八王子市高校生等医療費助成条例（令和4年八王子市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>第4条 削除</u>	<u>(所得の制限)</u> <u>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの分の医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日（1月から9月までの分の医療費の助成については、前前年の12月31日とする。）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</u> <u>い。</u> <u>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市規則で定める。</u>

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の八王子市高校生等医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による医療証の交付手続その他の準備行為については、この条例の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



第132号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（出産被保険者の保険税の減額）</u> <u>第30条の4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第30条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の</u></p>	

場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第18条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第32条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第32条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

<p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><b>第32条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</b></p> <p><b>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</b></p> <p><b>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</b></p> <p><b>(3) 出産の予定日</b></p> <p><b>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</b></p> <p><b>(5) その他市長が必要と認める事項</b></p> <p><b>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</b></p> <p><b>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</b></p> <p><b>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</b></p> <p><b>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</b></p> <p><b>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</b></p> <p><b>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</b></p>	
--	--

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第32条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例第30条の4及び第32条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



第133号議案

八王子市立第四中学校校舎等解体工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 八王子市立第四中学校校舎等解体工事   |
| 2 契約金額  | 金3億8,500万円  |
| 3 契約先   | 八王子市高月町2181番地1<br>日動・ロード特定建設工事共同企業体<br>構成員（代表者）八王子市高月町2181番地1<br>株式会社 日動エコプラント<br>代表取締役 濱 中 大 輔<br>構成員 八王子市館町196番地5<br>ロード建設株式会社<br>代表取締役 村 越 秀 仁 |



第134号議案

八王子市長房ふれあい館の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市長房ふれあい館の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市長房ふれあい館
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで





第135号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立第九小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市川口町3824番地  
特定非営利活動法人 からまつ
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで



第136号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立あたご学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市散田町五丁目35番5号  
社会福祉法人 敬愛学園
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで



第137号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立上柚木小学童保育所
- 2 指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル  
労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで



第138号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立中山小学童保育所
- 2 指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル  
労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで





第139号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立城山学童保育所
- 2 指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル  
労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで



第140号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立恩方西学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市下恩方町2066番地36  
NPO法人 恩方キッズ
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで



第141号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立長沼学童保育所
- 2 指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル  
労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで



第142号議案

八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定  
について

下記のとおり八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定するに  
つき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名 称 八王子市高齢者在宅サービスセンター中野
- 2 指定管理者 八王子市宮下町983番地  
社会福祉法人 一誠会
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで





第143号議案

八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市夕やけ小やけふれあいの里
- 2 指定管理者 八王子市旭町1番1号  
セレオ八王子北館9階  
夕やけ小やけ共同事業体
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



第144号議案

八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市農村環境改善センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市恩方農村環境改善センター
- 2 指定管理者 東京都西多摩郡日の出町大字平井2759番地  
東京都森林組合
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



第145号議案

八王子市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市農村環境改善センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市上川農村環境改善センター
- 2 指定管理者 八王子市上川町925番地1  
上川農村環境改善センター運営委員会
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



第146号議案

八王子市立都市公園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立都市公園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立上柚木公園
- 2 指定管理者 東京都港区高輪三丁目4番1号  
スポーツ&グリーン上柚木
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日